

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)

1 事業概要

介護老人保健施設や指定介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護・医学的管理下の介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話を利用するサービス。

2 人員、設備基準の概要

(1) 人員基準

ア 介護老人保健施設

職 種	員 数 ・ 資 格
医 師	指定短期入所療養介護の利用者（指定介護予防短期入所療養介護の事業を同一の事業所で一体的に運営している場合は、当該利用者も含む）を介護老人保健施設の入所者とみなした場合に、介護老人保健施設として必要な数
薬 剤 師	
看護職員(看護師又は准看護師)	
介 護 職 員	
支 援 相 談 員	
理学療法士又は作業療法士	
栄 養 士	

イ 指定介護療養型医療施設

職 種	員 数 ・ 資 格
医 師	指定短期入所療養介護の利用者（指定介護予防短期入所療養介護の事業を同一の事業所で一体的に運営している場合は、当該利用者も含む）を指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合に、指定介護療養型医療施設として必要な数
薬 剤 師	
看護職員(看護師又は准看護師)	
介 護 職 員	
理学療法士又は作業療法士	
栄 養 士	

ウ 療養病床（医療法第7条第2項第4号）を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設を除く）

職 種	員 数 ・ 資 格
医 師	療養病床を有する病院又は診療所として必要な数
薬 剤 師	
看護職員(看護師又は准看護師)	
介護職員（看護補助者）	
理学療法士又は作業療法士	
栄 養 士	

エ 診療所（指定介護療養型医療施設、療養病床を有する診療所を除く）

職 種	員 数 ・ 資 格
看護職員又は介護職員（看護補助者）	常勤換算方法で利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上 夜間における緊急連絡体制を整備し、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置

オ 老人性認知症疾患病棟を有する病院（介護保険法施行令第4条第2項）を有する病院

職 種	員 数 ・ 資 格
医 師	医療法上必要な数 ※1人は指定短期入所療養介護を担当する医師
薬 劑 師	
看護職員(看護師又は准看護師)	【医療法43条の2の規定の適用を受けるもの】 常勤換算方法で指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数(以下「入院患者等の数」という。)が3又はその端数を増すごとに1以上 【上記以外のもの】 常勤換算方法で入院患者等の数が4又はその端数を増すごとに1以上
介護職員(看護補助者)	常勤換算で入院患者の数が8又はその端数を増すごとに1以上(経過措置)
精神保健福祉士又はこれに準じる者	1以上(常勤)
作業療法士	1以上(常勤) ※週に1日以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定短期入所療養介護の提供に当たる作業療法士
栄養士	病床数が100以上のものは1以上

カ 介護医療院

職 種	員 数 ・ 資 格
医 師	指定短期入所療養介護の利用者(指定介護予防短期入所療養介護の事業を同一の事業所で一体的に運営している場合は、当該利用者も含む)を介護医療院の入所者とみなした場合に、介護医療院として必要な数
薬 劑 師	
看護職員(看護師又は准看護師)	
介護職員	
理学療法士又は作業療法士	
栄養士	

※ ユニット型については、看護職員・介護職員を昼間については、ユニット毎に常時1人以上、夜間については2ユニット毎に1人以上配置し、ユニット毎に常勤のユニットリーダーを配置すること。

(2) 設備基準

実施施設	設 備 ・ 面 積 等
介護老人保健施設	介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備
指定介護療養型医療施設	指定介護療養型医療施設として必要とされる設備
療養病床を有する病院又は診療所	医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要な設備 ※消火設備その他非常災害に必要な設備
診療所	
病 室	利用者1人につき6.4㎡以上
食 堂	

浴 室	
※ 機能訓練を行うための場所 ※ 消火設備その他非常災害に必要な設備	
老人性認知症疾患病棟を有する病院	
生活機能回復訓練室	60 m ² 以上で専用の器械及び器具を備えること
デ イ ル ー ム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食堂として使用することができる ・ 面会室との合計面積は入院患者 1 人につき 2 m²以上
面 会 室	
食 堂	入院患者 1 人につき 1 m ² 以上
浴 室	できるだけ広いものでなければならない
病 室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 室 4 床以下 ・ 入院患者 1 人につき 6.4 m²以上 (内法)
◇ 病棟は、事業の管理部分を除いて合計が病床数×18 m ² 以上の面積を有すること ◇ 耐火建築物であること ※ 利用者の日常生活の場が 2 階以上又は地下でない場合は、その他準耐火で可 ◇ 廊下の幅は 1.8m 以上、中廊下の幅は 2.7m 以上 ※ 医療法施行規則 43 条の 2 適用を受けない施設の場合は 2.1m 以上 ◇ 常夜灯を設けること ◇ 消火設備その他非常災害に必要な設備	
介 護 医 療 院	介護医療院として必要とされる施設及び設備

※ ユニット型については、看護職員・介護職員を昼間については、ユニット毎に常時 1 人以上、夜間については、2 ユニット毎に 1 人以上配置し、ユニット毎に常勤のユニットリーダーを配置すること。